資料 公益法人行政の歩み

明治

29. 4.27 民法公布 (31.7.16施行)

昭和

- 〔10. 6. 3 内閣ノ主管二属スル法人ノ設立及監督二関スル件〕
- 〔10. 6. 3 法人設立許可申請書及届書調査進達方二関スル件〕
- 18. 3.18 許可認可等臨時措置法公布(同日施行)
- 19. 5.20 許可認可等臨時措置令公布(19.6.1 施行)
- (35. 8. 3 内閣及び総理府関係許可認可等臨時措置令施行規 則)
- [35. 8. 3 内閣総理大臣の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則]
- 〔35. 8. 3 民法法人事務処理要綱〕
- 42. 8.14 内閣審議室から各省庁に主管公益法人調査依頼
- 42. 9.21 同上 結果発表
- 42.10.11 閣議口頭了解

「公益法人に対する監督方策に関する要綱」

- 46. 5. 1 総理府管理室設置
- 46. 6~ 公益法人の指導監督に関する行政監察の実施
- 46. 12. 21 公益法人の指導監督に関する行政監察結果に基づく 勧告
- 46. 12. 22 各府省庁文書課長会議

「公益法人監督事務の統一的改善について」(「公益 法人監督事務連絡協議会」(以下「協議会」) 設置)

- 47. 1.28 第1回協議会開催
- 47. 3.23 協議会

「公益法人設立許可審査基準等に関する申し合せ」 「公益法人設立許可申請書の添付書類等に関する申 し合せ」

47. 4.25 協議会

「公益法人管理台帳の申し合せ」 「共管法人取扱の申し合せ」

- 48. 2~ 公益法人の指導監督に関する行政監察の実施
- 48.12.15 同上 報告
- 49. 12. 27 「地方公益法人に対する都道府県知事の許可、許認 可等の事務について」を都道府県に通知
- 52. 3. 4 協議会

「公益法人会計基準に関する申し合せ」

- 54. 12. 20 民法及び民法施行法の一部を改正する法律公布 (55.6.20施行)
- 55. 7. 2 協議会

休眠法人に関する「解散登録嘱託書」及び「法人設立許可取消処分公告」の様式決定

- 58.10~ 公益法人の指導監督等に関する行政監察の実施
- 60. 6.10 事務次官等会議

「公益法人行政の推進について」申合せ(「公益法人 指導監督連絡会議」(以下「連絡会議」)を設置、協 議会を廃止)

- 60. 6.18 第1回連絡会議開催
- 60. 9.10 公益法人の指導監督等に関する行政監察結果に基づ く勧告
- 60. 9.17 連絡会議

「休眠法人の整理に関する統一的基準」決定 「公益法人会計基準(改正)」決定

60.11.1 公益法人概況調査実施(以後、翌年から、10月1日 現在で毎年調査を実施)

- 60.11.13 第1回都道府県公益法人行政主管課長会議(以後、 毎年開催)
- 60.12. 5 連絡会議幹事会

「休眠法人の整理に関するモデル要綱」了解

61. 7.15 連絡会議幹事会

「主務官庁が明らかでない休眠法人の取扱いについて」了解

61. 7.22 連絡会議

「公益法人の運営に関する指導監督基準」決定

63.12.20 連絡会議

「公益法人に対する指導監督の一層の強化について」 由合せ

平成

- 3. 1~ 公益法人等に関する指導監督に関する行政監察の実施
- 3. 5.21 行政事務に関する国と地方の関係等の整理及び合理 化に関する法律公布(4.5.20施行)(許可認可等臨 時措置法廃止)
- 4. 4.20 事務次官等会議

「公益法人行政の推進について」申合せの一部改正 (「公益法人等指導監督連絡会議」となる。)

- 4. 4.30 公益法人に係る主務官庁の権限の委任等に関する政 令及び公益信託に係る主務官庁の権限の委任に関する 政令公布(4.5.20施行)
- 4. 6.29 公益法人等の指導監督に関する行政監察に基づく 勧告
- 5. 6.25 連絡会議幹事会

「公益法人設立許可審査基準等に関する申合せ解説」 及び「公益法人の運営に関する指導監督基準に関す る申合せ解説及び取扱指針」申合せ

6. 3.30 連絡会議幹事会

「届出様式の改善等について」申合せ

6. 9.13 連絡会議

「公益信託の引受けの許可審査基準等について」決定

- 6. 12. 16 閣僚懇談会における内閣官房長官発言 「公益法人の見直し状況について」
- 7. 3.29 連絡会議

「公益法人の設立許可について」決定

- 7. 3.31 閣議における内閣官房長官発言 「公益法人の見直しについて」
- 8. 7. 3 与党行政改革プロジェクトチーム

「公益法人の運営等に関する提言」

8. 7.16 閣議における内閣官房長官発言

「公益法人行政の進め方等について」

閣議口頭了解

「公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議の開催について!

8. 9.20 公益法人等の指導監督に関する関係閣僚会議(以下 「関係閣僚会議」)

「「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について」を了承(同日付で閣議決定)

8.12.19 関係閣僚会議幹事会

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指

針」申合せ

「所管不明法人の所管確定作業の進め方」申合せ

9. 9. 9 指定法人等の指導監督に関する行政監察に基づく勧告

9. 12. 16 関係閣僚会議

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の一部改正 について」を了承(同日付で閣議決定)

初めての「公益法人に関する年次報告」を了承(同日に関議配布)

関係閣僚会議幹事会

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針 の一部改正について」申合せ

10.11.27 指定法人等の指導監督に関する行政監察(行政委託 型法人等の総点検の推進状況)結果に基づく勧告

10.12. 4 関係閣僚会議幹事会

「公益法人の営利法人等への転換に関する指針について」 申合せ

「行政委託型法人等の総点検の推進について」申合 せ

「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針 の一部改正について」申合せ

- 10.12.8 閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
- 11. 7.16 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律公布(民法等の一部改正)
- 11.10.29 閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
- 11.11.25 公益法人に係る主務官庁の権限の委任に関する政令 及び公益信託に係る主務官庁の権限の委任に関する 政令の一部を改正する政令公布(12.4.1施行)
- 12. 3.31 関係閣僚会議幹事会(持ち回り)

「行政委託型法人等の総点検の推進についての一部 改正について」

- 12. 6. 7 中央省庁等改革のための総務省関係政令等の整備に 関する政令公布(公益法人に係る主務官庁の権限に 属する事務の処理等に関する政令及び公益信託に係 る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政 令の一部改正。13.1.6施行)
- 12.11.17 閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
- 12.12.1 「行政改革大綱」を閣議決定
- 13. 1.30 閣議後閣僚懇談会

(橋本行政改革担当大臣(当時)から、各閣僚に対 し、国所管の全公益法人について平成12年度内を目 標に総点検を行い、その結果を報告するよう要請)

13. 2. 9 関係閣僚会議幹事会

「公益法人の指導監督体制の充実等について」申合せ

13. 4.13 関係閣僚会議

「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」 「国の所管する公益法人の総点検について」 「公益法人の指導監督体制等の整備状況について」 報告

- 13. 6. 8 中間法人法(平成13年法律第49号)成立(6.15公布 14.4.1施行)
- 13. 7.23 政府行政改革推進本部

「行政委託型公益法人等改革を具体化するための方 針」報告・了承

「公益法人制度についての問題意識~抜本的改革に 向けて~」報告

13. 8.28 関係閣僚会議幹事会

「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」 申合せ

- 13.11.20 閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
- 13. 12. 19 総務省において開催した公益法人会計基準検討会が 「公益法人会計基準の見直しに関する論点の整理 (中間報告)」を取りまとめ、公表
- 13.12.25 「公務員制度改革大綱」を閣議決定(退職公務員の 公益法人への再就職に係るルール)

14. 3.29 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」及び「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」を閣議決定

関係閣僚会議幹事会

「公務員制度改革大綱に基づく措置について」申合せ

「公益法人会計基準の検討について」申合せ

14. 8. 2 政府行政改革推進本部

「公益法人制度の抜本的改革に向けて (論点整理)」 報告

- 14. 9.17 閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
- 15. 3.28 関係閣僚会議幹事会

公益法人会計基準検討会から「公益法人会計基準検討会報告書」報告

- 15. 6.27 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を 閣議決定
- 15. 8. 1 「公益法人制度の抜本的改革に関する関係府省連絡協議会の設置について」申合せ(「公益法人制度の 抜本的改革に関する関係府省連絡協議会」設置)
- 15. 9.16 閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
- 16. 7. 28 総務省において開催した公益法人の効率的・自律的 な事業運営の在り方等に関する研究会が報告書を取りまとめ、公表
- 16. 7.30 閣議において「公益法人に関する年次報告」配布
- 16.10.1 閣議において関係閣僚会議の廃止を口頭了解
- 16. 10. 14 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議 (以下「関係省庁連絡会議」)の設置を関係省庁申合 せ

関係省庁連絡会議

「公益法人会計基準の改正等について」申合せ

- 16. 12. 24 「今後の行政改革の方針」を閣議決定(公益法人制度改革の基本的枠組みの具体化)
- 17. 3. 2 関係省庁連絡会議

「「今後の行政改革の方針」に基づく国家公務員出身者の公益法人役員への就任に係る措置について」申合せ

17. 3.23 関係省庁連絡会議幹事会

「公益法人会計基準の運用指針について」及び「公 益法人会計における内部管理事項について」申合せ

資料 105

諸外国の非営利法人制度

| 1 | | A 1811 — | | | |
|------------------------|--|---|--|---|---|
| | アメリカ(注) (カリフォルニア州) | イギリス (イングランド・ウェールズ) | ドイツ | フランス | カナダ |
| l | (3) 73 N=7 m) | (429721-11-112) | | | |
| | ・非営利公益法人 ・非営利共益法人 | ・信託 ・保証有限会社 | ・登録社団 ・財団 | ・届出非営利社団(公益性 等の判断を受けた者は | ・非営利法人(連邦法) により設立される |
| 主な法人の形態 | ・非営利宗教法人 | ・人格なき団体 ※非営利法人制度はない が、上記の団体等によ り、非営利活動が行われ | | 公益社団とされる。) ・公益財団 ・企業財団 | ものと州法により 設立されるものと がある。) |
| | ・準則 | ている。 ・保証有限会社:準則 ※チャリティ目的として | ・登録社団:準則 ・財団:認可 | ・届出非営利社団:準則 ・公益社団:許可 | ・許可 |
| 法人格の取得 | | 設立されたものは法人格を問わず登録可能で、チャリティ委員会が一定要件に基づき判断して、認定されれば登録チャリティとなる。 | | ・公益財団:許可 ・企業財団:許可 | |
| 残余財産の帰属 | ・原則:社員への分配 不可 ※非営利共益法人は | ・定款の定めによる。 (社員に分配可) ※登録チャリティが財産 | ・定款の定めによる。 | ・定款の定めによる。 (社員に出資相当額の 払戻可) | ・定款の定めによる。 (社員に分配可。た だし、慈善目的の法 |
| 汉尔州 座 07 邢 周 | 一定条件の下で社員に分配可 | の譲渡等を行う場合は、 チャリティ委員会の承 認が必要 | | IAIX 37 | 人は社員への分配不可) |
| 監督等 | ・司法省・年間以上の法人を 1 年間以上の法書を 1 年次財務報告 1 年次財務 1 年次財務 1 日本 1 日 | ・ ※チャリティの登録時には①登録申請フォーム②宣誓フォーム③定款 ④任意団体としてきた場合は、当年間の会計報告を提出。登録チャリティがあった場合等には、チャリティ委員会は、活動に疑わしい点があった場合等には、チャリティ委員会は、活動は別係の関係の関係の対象の表 | ・主務官庁等 ・州法に基づき定期 的に州・政府に対し て会計報告を提出 する場合がある。 ・公益を害する場合 には法人格取消し の措置がある。 場合がある。 | ・内務省(企業財団は県知事) ・届出非営利社団に対する日常的な審査はなし。関係者等の請求に応じ司法裁判所の解散命令あり。 ・公益社団・公益財団・企業財団は、毎年、年次報告書、会計書類等を内務省等に提出・政府は行政最高裁判所の諮問を経て、公益性を撤回所の諮問を経て、公益性を撤回によれて、公益性を関しませば、企業財団によりである。企業財団によりである。企業財団によりである。企業財団によりである。企業財団によりである。企業財団によりである。企業財団によりである。企業財団によりである。企業財団によりである。企業財団によりである。企業財団によりである。企業財団によりである。企業財団によりである。企業財団によりである。企業財団によりである。企業財団によりである。というでは、おりである。 | ・連邦産業省別ではオンタリオ州消費者 企業省・広範な監督権限を有しているわけではない。 ・年次報告書等を提出 ・一定要件に該当する場合が可能 |
| 課税の取扱い (原則) | ・課税 | ・課税 | ・課税 | ・非課税 | ・非課税 |
| 税優遇が認定された団体の課税 の取扱い | ·原則非課税 (非関連事業課税) | ・非課税 | ·原則非課税 (非関連事業課税) | ・課税庁による認定手続 なし。個々の法人が非営 利の基準に照らして必 要に応じ申告 | ・課税庁による認定 手続なし(ただし、 慈善目的の法人は 税務当局への登録 が必要)。 |

(注) アメリカは、州ごとに制度が異なっているため、ここではカリフォルニア州について記述している。

【出典】「海外におけるNPOの法人制度・租税制度と運用実態調査」(経済企画庁国民生活局 編)、財務省資料、総務省調査等に基づき作成